

## 北九州市議会基本条例の一部を改正する条例

北九州市議会基本条例（平成23年北九州市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 議員の役割（第3条―第5条）」を「第3章 議員の役割  
第3章の2 災害及び  
（第3条―第5条）  
び健康危機等発生時における議会の体制整備（第5条の2）」に改める。  
第2条第1項第3号中「調査」を「先進事例等の調査」に改める。  
第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 災害及び健康危機等発生時における議会の体制整備  
第5条の2 議会は、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生による緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全及び安心を確保するため、市長その他の執行機関と連携及び協力をし、その迅速な活動が図られるよう、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。

第14条の見出しを「（議会活動の報告等）」に改め、同条中「必要に応じて議会報告会を開催し」を「市民に対して積極的に議会活動に関する報告を行い」に改める。

付 則

この条例は、令和2年10月7日から施行する。